○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第三百十号

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送の申込み及び引受（第三条・第五条）
第二節　通則
第三節　積付け（第六条・第十五条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十六条・第十七条）
第五節　指図（第十八条・第二十条）
第六節　事故（第二十二条・第二十三条）
第七節　運賃、料金等（第二十二条・第三十一条）
第八節　運賃、料金等（第三十二条・第三十五条）
第九節　連絡運輸（第三十六条・第三十八条）
第十節　貨物の受取及び引渡し（第三十九条・第四十二条）
第十一節　責任（第四十三条・第四十五条）
第十二節　免責（第四十六条・第四十八条）
第十三節　責任期間（第四十九条・第五十条）
第十四節　責任及び賠償（第五十一条・第五十五条）
第十五節　クレーム（第五十六条・第五十八条）
第十六節　時効（第五十九条・第六十条）
第十七節　連絡運輸（第六十一条・第六十四条）
第十八節　積込みの取扱（第六十五条・第六十八条）
第十九節　荷役（第六十九条・第七十条）
第二十節　通則（第七十一条・第七十六条）
第二十一節　特別の取扱（第七十七条・第七十八条）
第二十二節　特別の責任（第七十九条・第八十条）
第二十三節　貨物の引渡しの遅延（第八十一条・第八十二条）
第二十四節　特別の責任期間（第八十三条・第八十四条）
第二十五節　特別の賠償（第八十五条・第八十六条）
第二十六節　特別の賠償額（第八十七条・第八十八条）
第二十七節　特別の責任及び賠償（第八十九条・第九十条）
第二十八節　特別の責任期間（第九十一条・第九十二条）
第二十九節　特別の賠償（第九十三条・第九十四条）
第三十節　特別の賠償額（第九十五条・第九十六条）
第三十一節　特別の責任及び賠償（第九十七条・第九十八条）
第三十二節　特別の責任期間（第九十九条・第百条）
第三十三節　特別の賠償（第百一条・第百二条）
第三十四節　特別の賠償額（第百三条・第百四条）
第三十五節　特別の責任及び賠償（第百五条・第百六条）
第三十六節　特別の責任期間（第百七条・第百八条）
第三十七節　特別の賠償（第百九条・第百十条）
第三十八節　特別の賠償額（第百十一条・第百十二条）
第三十九節　特別の責任及び賠償（第百十三条・第百十四条）
第四十節　特別の責任期間（第百十五条・第百十六条）
第四十一節　特別の賠償（第百十七条・第百十八条）
第四十二節　特別の賠償額（第百十九条・第百二十条）
第四十三節　特別の責任及び賠償（第百二十一条・第百二十二条）
第四十四節　特別の責任期間（第百二十三条・第百二十四条）
第四十五節　特別の賠償（第百二十五条・第百二十六条）
第四十六節　特別の賠償額（第百二十七条・第百二十八条）
第四十七節　特別の責任及び賠償（第百二十九条・第百三十条）
第四十八節　特別の責任期間（第百三十一条・第百三十二条）
第四十九節　特別の賠償（第百三十三条・第百三十四条）
第五十節　特別の賠償額（第百三十五条・第百三十六条）
第五十一節　特別の責任及び賠償（第百三十七条・第百三十八条）
第五十二節　特別の責任期間（第百三十九条・第百四十条）
第五十三節　特別の賠償（第百四十一条・第百四十二条）
第五十四節　特別の賠償額（第百四十三条・第百四十四条）
第五十五節　特別の責任及び賠償（第百四十五条・第百四十六条）
第五十六節　特別の責任期間（第百四十七条・第百四十八条）
第五十七節　特別の賠償（第百四十九条・第百五十条）
第五十八節　特別の賠償額（第百五十一条・第百五十二条）
第五十九節　特別の責任及び賠償（第百五十三条・第百五十四条）
第六十節　特別の責任期間（第百五十五条・第百五十六条）
第六十一節　特別の賠償（第百五十七条・第百五十八条）
第六十二節　特別の賠償額（第百五十九条・第百六十条）
第六十三節　特別の責任及び賠償（第百六十一条・第百六十二条）
第六十四節　特別の責任期間（第百六十三条・第百六十四条）
第六十五節　特別の賠償（第百六十五条・第百六十六条）
第六十六節　特別の賠償額（第百六十七条・第百六十八条）
第六十七節　特別の責任及び賠償（第百六十九条・第百七十条）
第六十八節　特別の責任期間（第百七十一条・第百七十二条）
第六十九節　特別の賠償（第百七十三条・第百七十四条）
第七十節　特別の賠償額（第百七十五条・第百七十六条）
第七十一節　特別の責任及び賠償（第百七十七条・第百七十八条）
第七十二節　特別の責任期間（第百七十九条・第百八十条）
第七十三節　特別の賠償（第百八十一条・第百八十二条）
第七十四節　特別の賠償額（第百八十三条・第百八十四条）
第七十五節　特別の責任及び賠償（第百八十五条・第百八十六条）
第七十六節　特別の責任期間（第百八十七条・第百八十八条）
第七十七節　特別の賠償（第百八十九条・第百九十条）
第七十八節　特別の賠償額（第百九十一条・第百九十二条）
第七十九節　特別の責任及び賠償（第百九十三条・第百九十四条）
第八十節　特別の責任期間（第百九十五条・第百九十六条）
第八十一節　特別の賠償（第百九十七条・第百九十八条）
第八十二節　特別の賠償額（第百九十九条・第二百条）
第八十三節　特別の責任及び賠償（第二百一条・第二百二条）
第八十四節　特別の責任期間（第二百三条・第二百四条）
第八十五節　特別の賠償（第二百五条・第二百六条）
第八十六節　特別の賠償額（第二百七条・第二百八条）
第八十七節　特別の責任及び賠償（第二百九条・第二百十条）
第八十八節　特別の責任期間（第二百十一条・第二百十二条）
第八十九節　特別の賠償（第二百十三条・第二百十四条）
第九十節　特別の賠償額（第二百十五条・第二百十六条）
第九十一節　特別の責任及び賠償（第二百十七条・第二百十八条）
第九十二節　特別の責任期間（第二百十九条・第二百二十条）
第九十三節　特別の賠償（第二百二十一条・第二百二十二条）
第九十四節　特別の賠償額（第二百二十三条・第二百二十四条）
第九十五節　特別の責任及び賠償（第二百二十五条・第二百二十六条）
第九十六節　特別の責任期間（第二百二十七条・第二百二十八条）
第九十七節　特別の賠償（第二百二十九条・第二百三十条）
第九十八節　特別の賠償額（第二百三十一条・第二百三十二条）
第九十九節　特別の責任及び賠償（第二百三十三条・第二百三十四条）
第百節　特別の責任期間（第二百三十五条・第二百三十六条）
第百一節　特別の賠償（第二百三十七条・第二百三十八条）
第百二節　特別の賠償額（第二百三十九条・第二百四十条）
第百三節　特別の責任及び賠償（第二百四十一条・第二百四十二条）
第百四節　特別の責任期間（第二百四十三条・第二百四十四条）
第百五節　特別の賠償（第二百四十五条・第二百四十六条）
第百六節　特別の賠償額（第二百四十七条・第二百四十八条）
第百七節　特別の責任及び賠償（第二百四十九条・第二百五十条）
第百八節　特別の責任期間（第二百五十一条・第二百五十二条）
第百九節　特別の賠償（第二百五十三条・第二百五十四条）
第百十節　特別の賠償額（第二百五十五条・第二百五十六条）
第百十一節　特別の責任及び賠償（第二百五十七条・第二百五十八条）
第百十二節　特別の責任期間（第二百五十九条・第二百六十条）
第百十三節　特別の賠償（第二百六十一条・第二百六十二条）
第百十四節　特別の賠償額（第二百六十三条・第二百六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別機械で貨物運送を行います。

4　当吉は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送経営は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の申込み）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　発送期間　貨物を受け取ろ日を含む二日

二　輸送期間　発送期間の翌日から起算して七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達を行う場合であっては各一日

2　前項の期間は、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二節　運送の申込み及び引受

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積及びその荷造りの種類及び個数

二　貨物の荷造り、荷姿及び運送の方法

三　集貨及び配達先又は発送及び到着の日時

四　集貨及び配達先又は発送及び到着の地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

五　運送の数量

（運送の申込み及び引受の拒否）

第七条　当店は、次の場合は、前条第一項の規定による申込みを拒絶することがあります。

一　運賃、料金等の額

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

（引受拒絶）

第八条　当店は、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

（運送の引受け）

第九条　当店は、前条第一項の規定による申込みを受けたときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の通知を受けたときは、その貨物の種類及び性質を申込者に確認することがあります。

3　当店は、前項の確認により、その貨物の種類及び性質に疑いがあるときは、申込者に対して、その証明を求めることがあります。

4　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害のあるときは、これを賠償します。

5　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、運送の引受けを拒絶することがあります。

6　当店は、第二項の規定により点検をしたときは、その点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第十条　当店は、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で当店が定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みが行われるときは、前項の運送引受書に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第十一条　前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、当店が運送を引受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運賃、料金等の額

二　当店は、あらかじめ申込者の請求があったときは、運賃、料金等その他の費用の明細を書面で、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

三　運賃、料金等の額が、荷造りごとに、これを表示すること。

四　荷受人が、荷造りごとに、これを表示すること。

五　荷造りの種類、荷造りの個数、荷姿、容積、運送距離及び運送の扱機関等に応じて、運送に適するように荷造りを加えて、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

六　荷造りの容積が、キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これを表示すること。

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　特別の取扱を要する貨物の種類及び性質に関する事項

九　第六十一条に規定する積込みは取卸しを委託するときは、その旨

十　運送保険に付けるときは、その内容

十一　特約事項があるときは、その内容

十二　本約款の内容について承諾する旨

十三　その他の必要な事項

（運送の拒絶）

第十二条　当店は、次の場合は、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積及びその荷造りの種類及び個数

二　貨物の荷造り、荷姿及び運送の方法

三　集貨及び配達先又は発送及び到着の日時

四　集貨及び配達先又は発送及び到着の地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

五　運送の数量

（運送の扱機関）

第十三条　当店は、運送の引受けを行うときは、その運送を当店が定める扱機関に委託します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第三節　積込み

（積付け）

第十四条　貨物の積付けは、当店の責任において行います。

2　シート、ロープ、建木、台木、光ケルバ等その他の付付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十五条　当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理責任等に対する引渡し）

第十六条　前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当店は、その管理責任又はこれに準ずる責任を負いません。

一　貨受人が、貨物の受取を拒絶したとき。

二　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の作成）

第十七条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、運滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の引渡しを指図する旨を催告するものとします。

2　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその理由によりこれを受け取ることができない場合は、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）

第十八条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物の寄託をすることがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券を倉庫証券と看做します。

（引渡不能の貨物の供託）

第十九条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物の寄託をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対し通知します。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第二十条　当店は、第二十一条の規定により荷送人又は荷受人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売するときは、その貨物の保管に要する費用の額に相当するものを控除した残額を、その貨物の保管に要する費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の処分）

第二十六条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって、第二十二条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な方法で処分をし、これを売却することがあります。

2　前項の規定により、売却をした場合には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第五節　指図

（貨物の処分指図）

第二十七条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　荷送人は、前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡しを請求する旨の通知をしたときは、行使することができません。

3　第二項の指図の撤回を行う場合において、当店が承諾したときは、指図撤回を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第二十八条　当店は、運送上の支障がおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、運滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　事故

（事故の際の措置）

第二十九条　当店は、次の場合には、運滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一　貨物の滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

二　相当の期間、当該運送経路又は運送方法によることができないとき。

3　前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、指図を待ついとまがないときは当店が定める期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の過失によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送の指図があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

（危険品等の処分）

第三十条　当店は、第十五条の規定による通知又は明示をしなかった爆発、発火その他危険物であって、その貨物が腐敗又は変質するおそれがあるときは、その取扱業者その他運送上の危険を生ずるおそれがあるときは、その貨物について、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分を指図することがあります。

2　前項の指図の処分により生じた費用は、すべて荷送人の負担とします。

3　当店は、第二項の規定により処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第三十一条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から、月以内に限り、事故証明書を発行します。その数量、状態又は引渡しの日時つき明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日から、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降において、いつでも、発行することがあります。

第七節　運賃、料金等

（運賃、料金等）

第三十二条　運賃、料金等、燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金表によります。

2　前項の運賃、料金等について、調運する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを、運賃、料金等に加えます。

3　第一項の運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、当店は、その一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

4　個人（事業のために運送契約の当事者となる場合を除く。）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十三条　当店は、運賃、料金等を取受するときまでに、荷送人から運賃、料金等を取受します。

2　当店は、荷受人から運賃、料金等を取受するときまでに、荷受人から運賃、料金等を取受します。

3　料金等の確定後貨物に対して、その過不足を払い戻し、又は追徴します。ただし、その金額が僅少であるときは、これを払い戻しません。

4　当店は、運賃、料金等の全額又は一部がその性質若しくは欠陥又は輸送の事情により滅失したときは、その運賃、料金等の全額を取受しません。

（事故等と運賃、料金等）

第三十四条　当店は、第二十七条第二項の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、運賃、料金等を取受します。ただし、既にその運賃、料金等を取受したときは、荷送人又は荷受人について支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（利用運送及び利用運送手数料）

第三十五条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した運送の日の三日前まで運送の中止をしたときは、この限りでありません。

2　前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

一　運賃、料金等の二十パーセント以内

二　運賃、料金等の二十パーセント以内

三　運賃、料金等の二十パーセント以内

（責任の始期）

第三十六条　当店の責任は、荷送人から受け取ったときに始まります。

（責任と禁証）

第三十七条　当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物の滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これに対し、相当の賠償の責任を負います。

2　当店は、前項の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これに対し、相当の賠償の責任を負わないことを証明したときは、この限りでありません。

（コンテナ責任の責任）

第三十八条　前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一　荷送人が貨物を詰めたものであること。

二　コンテナの封印が損傷がなく状態で到着していること。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第三十九条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付荷人が付された動物を運送する場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の告知義務）

第四十条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運賃申込書の記載又は荷送人の告知により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（運送申込書等の記載又は荷送人の申告）

第四十一条　当店は、運送申込書又は運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負います。

2　商業の場合には、当店は、貨物の内容について、荷送人の申告がないときは、その責任を負いません。

3　荷送人が貨物の品名、品質、重量、容積又は価額について虚偽の申告をしたときは、当店は、その責任を負いません。

（免責）

第四十二条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当店貨物の外観上の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

二　当店貨物の外観による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　法令又は公権力の命令による没収、差押又は第三者への引渡し

六　荷送人又は荷受人の故意又は過失

七　荷送人又は荷受人の指図による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

（免責）

第四十三条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当店貨物の外観上の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

二　当店貨物の外観による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　法令又は公権力の命令による没収、差押又は第三者への引渡し

六　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（責任の特別消滅事由）

第四十四条　当店の貨物の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）

第四十五条　当店の貨物の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

2　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

（責任と賠償）

第四十六条　当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物の滅失、損傷又は延着が生じたときは、その責任を負います。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物の滅失、損傷又は延着が生じたときは、その責任を負います。

3　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

4　前項の規定にかかわらず、当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物の滅失、損傷又は延着が生じたときは、その責任を負います。

5　荷送人が第三者から委託を受けて当店に対して貨物の運送を委託したときは、当店は、その第三者に対して、その責任を負います。

6　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

7　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

8　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

9　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

10　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

11　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

12　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

13　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

14　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

15　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

16　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

17　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

18　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

19　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

20　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

21　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

22　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

23　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

24　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

25　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

26　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

27　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

28　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

29　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

30　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

31　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

32　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

33　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

34　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

35　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

36　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

37　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

38　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

39　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

40　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

41　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

42　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

43　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

44　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

45　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

46　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

47　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

48　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

49　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

50　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

51　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

52　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

53　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

54　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

55　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

56　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

57　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

58　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

59　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

60　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

61　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

62　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

63　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

64　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

65　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

66　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

67　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

68　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

69　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

70　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

71　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

72　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

73　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

74　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

75　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

76　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

77　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

78　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

79　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

80　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

81　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

82　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

83　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

84　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

85　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

86　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

87　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

88　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

89　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

90　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

91　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

92　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

93　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

94　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

95　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

96　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

97　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

98　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

99　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

100　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

101　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

102　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

103　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

104　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

105　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

106　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

107　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

108　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

109　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

110　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

111　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

112　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

113　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

114　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

115　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

116　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

117　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

118　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

119　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

120　荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

121　荷送人が